

令 7 監 委 第 5 0 6 号
令和 7 年 8 月 2 2 日

秋田市長 沼 谷 純 様

秋田市監査委員 鶴 田 嘉 裕

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 藤 田 信

秋田市監査委員 堀 内 和 恵

内部統制評価報告書審査意見の提出について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 5 0 条第 5 項の規定により審査に付された令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書審査意見

1 審査の対象

令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書

2 審査の期間および場所

令和 7 年 5 月 7 日から同年 7 月 31 日まで

(於：監査委員室および監査委員事務局)

3 審査の方法

(1) 市長が作成した令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査を行った。

(2) 令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書について、内部統制評価部局から報告を受け、秋田市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。

また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

(3) 市長以外の執行機関および上下水道局は、市長が策定した「秋田市内部統制に関する方針」を準用し、自主的な取組として内部統制を推進していることから、令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書に添付されている参考資料により審査を行った。

4 審査の結果

令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続および評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

令和 6 年度秋田市内部統制評価報告書に参考資料として添付されている市長以外の執行機関および上下水道局において、評価対象期間に把握された運用上の重大な不備は、生徒の個人情報の保存領域誤りの 1 事案であった。

6 令和5年度の付記事項への対応状況

本市では、内部統制を一層効果的なものとするための新たな取組として、令和6年度から、監査で改善又は検討が必要とされた事項の一覧や事務処理ミスの考察などを記載したデータベース等を活用し、職員への情報共有や注意喚起が行われていることから、今後も、データベースの更なる充実を図るとともに、職員のデータベース等の活用状況や事務処理ミスの未然防止に向けた意識付けへの寄与度を確認するなど、フォローアップにも努められたいとしていた。

このことについて、データベースには、監査で改善又は検討が必要とされた事項を定期監査の結果ごとにまとめた内容や毎月の重点確認リスクが随時掲載されているほか、令和7年度からは新たに、不備が発生しやすい事務等についての定期監査前の事前確認チェックリストが掲載されており、内容の充実が図られていた。

また、令和6年度の統括リスクマネージャー会議において、データベースの活用促進について部局内に呼びかけるよう依頼するなど、利用率向上のための取組も行われていた。

7 付記事項

令和6年度秋田市内部統制評価報告書では、前年度と同様に全庁的な内部統制に関する不備はなく、また、業務レベルの内部統制に関する不備の件数は、市長事務部局において前年度と比較し2割程度減少しており、これまでの内部統制の取組やデータベースを活用した新たな取組が、事務処理ミスの未然防止に対する意識付けに一定の効果を発揮しているものと捉えている。

今後も、こうした取組を通じて、内部統制が有効に機能するよう努められたい。